

鳥取縣公報

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第一号

鳥取縣教育委員會は教育委員會法第四十條の規定による鳥取縣教育委員會々々議規則を次のように定める。

昭和二十三年十一月一日

鳥取縣教育委員會

教育委員會法第四十條の規定による鳥取縣教育委員會々々議はこの規則の定めるところによる。

第一章 総則

第一條 委員は招集の告示に指定された日時前に集合しなればならない。

第二條 委員が出席した時は委員長に届出しなればならない。委員会の告示は鳥取縣公報に掲載することを以て告示とする。但し日刊新聞に掲載し若しくは公示板

昭和二十三年十一月一日
外 月 曜 日

に掲示しラヂオ放送を行う事を以てこれに代える事ができる。

第三條 會議は定例委員會と臨時委員會に分ける。

定例委員會は毎月一回これを開く。

臨時委員會は必要な都度これを開く。

第四條 議席は番号により抽籤を以て定める。

第二章 會議の閉閉

第五條 會議の閉閉は委員長がこれを宣告する。

第六條 會議は午前九時から午後四時までとする。但し

委員長は必要によつて會議に諮りこれを伸縮することができる。

日曜及び國民の祝日は休会とする。但し會議に諮つて決定したときは開会することができる。

第三章 議事日程

第七條 委員長は會議を開催する際議事日程を宣告する。

第八條 左の場合には會議に於つて議事日程を変更することが出来る。

一、緊急事件について發議又は動議の提出があつたとき。

二、委員長が緊急事件と認めたととき。

第四章 議事

第一節 議案及び動議

第九條 すべての委員は議案及び動議を提出することができる。

第十條 動議は賛成者があければ議題とすることが出来る。

第十一條 議題となつた議案及び動議は會議の承認がなければこれはこれを撤回することが出来ない。

前項の規定によつて撤回した議案又は動議と同一の事でも他の委員がこれを發議し又は動議とすることが出来る。

第十二條 否決せられた議案又は動議は會期中再びこれを提出することが出来ない。

第二節 議事

第十三條 會議に提出された議案を會議の議題とするときは委員長がこれを宣言する。

第十四條 會議の事件を議題とするときは委員長がこれを宣言する。

第十五條 委員は會議上必要であると認めたとときは教件を一括して議題とすることが出来る。

第十六條 委員長及び委員は議題上必要があるとき教育長及び事務局職員に説明を求めることが出来る。

第十七條 異議のない議題については委員長は直ちに可決する旨宣言することが出来る。

第三節 發言

第十八條 會議において發言しようとする者は委員長と呼び自己の番号を告げ委員長の反呼を得て發言しなければならぬ。

二人以上同時に發言を求めたときは委員長は發言の順位を決める。

第十九條 發言は中途において他の發言によつて妨げら

れることはない。

第二十條 發言は議題の外に涉つてはならない。

第四節 採決

第二十一條 委員長は採決しようとするときはその議題を會議に宣告する。

前項の規定による宣告があつた後は何人も議事について發言することは出来ない。

第二十二條 同一の議題について二つ以上の修正案が提出された時は委員長は採決の順序をきめる。

前項の順序は原案に最も遠いものから先にする。但し委員二人以上の異議があるときは討論を用いないでこれを決める。

第二十三條 採決宣告のとき議場にいない議員は採決に加わることは出来ない。

第二十四條 採決は挙手又は起立による。但し議決により投票を用うることが出来る。

第三十五條 委員長は挙手又は起立によつて採決しようとするときは議題を可とする者を挙手又は起立させ、

可否の結果を宣告する。

第二十六條 投票によつて採決する場合に投票用紙に記載する要件は委員長がこれを決める。

第二十七條 委員長は必要があると認めたとときは委員の中から二人以上の開票立会人を指名し投票の点檢に立会わせることができる。委員長は投票の結果を宣告する。

第二十八條 異議のない議題については委員長は採決の方法によらず直ちに可決することができる。但し委員二人以上の異議があるときは討論を用いないで會議に諮つてこれを決める。

第二十九條 議決の結果は委員長がこれを宣告する。

第五章 自由討議及び請願

第三十條 委員会が必要と認められた時は自由討議の會議を開くことができる。

第三十一條 自由討議には必要に応じて關係者の出席を求めてその意見をきくことができる。

第三十二條 請願は文書によつて請願の要旨、提出年月

00178

日、請願者の住所氏名職業及び年令を記載し、署名捺印の上委員会に提出しなければならない。
請願しようとするものが法人である場合その代表者から提出する。

第三十三條 請願は委員会の議決に附さなければならない。

第三十四條 委員会で採決した請願は必要に応じてこれを該当機関に送付する。

第六章 會議錄

第三十五條 會議錄に記載しなければならない事項は概ね次の通りである。

- 一、開会閉会に関する事項及びその年月日
- 二、説明のため會議に出席を求められた者の職氏名
- 三、出席委員及び欠席委員の氏名
- 四、會議錄に署名すべき委員の氏名
- 五、委員長の報告事項
- 六、會議に附した議案の題目
- 七、自由討論の要項

八、議題となつた議案、動議及び提出者の氏名

九、會議で行つた選挙の顛末

十、議事の要領及び議決の事項

十一、採決の方法及び可否の數

十二、議決の事項

十三、會議に列席した係員の氏名

第三十六條 委員が會議錄に記載した事実について異議があるときは委員長は係員に答弁させる。
前項の答弁について更に異議がある委員があるときは討論を用いないで會議に諮つてこれを決める。

第七章 紀 律

第三十七條 會議錄に署名する者は委員長及び委員二人以上とし、會議の初めに委員長の指名によつてこれを決める。

第三十八條 議事中委員は離席又は退席しようとするときは委員長の承認を受けなければならない。

第三十九條 委員が遅参したときはその旨委員長に通告

00179

し着席しなければならない。

第四十條 委員は疾病その他の事故により缺席しようとするときは予めその旨委員長に届けなければならない。
第四十一條 議事中は私語その他靜肅を妨げる行為があつてはならない。

第八章 懲 罰

第四十二條 教育委員会法及びこの規則に違背した委員に対しては委員長又は委員二人以上の發議があるときは、會議の議決によつて左の懲罰を科することができる。但し議決は討論を用いないでこれを決める。

- 一、公開の議場における戒告
- 一、公開の議場における陳謝

第九章 雜 則

第四十三條 この規則の改正は委員四人以上の要求があるときでなければこれを會議に附することができない。

第四十四條 この規則に疑義があるときは委員長がこれを決める。但し委員四人以上の異議があるときは會議に諮つて決めなければならない。

第四十五條 この規則は昭和二十三年十一月一日よりこれを施行する。

◇鳥取縣教育委員会告示第二号

鳥取縣教育委員会は教育委員会法第四十條の規定による鳥取縣教育委員会傍聽人規則を次のように定める。
昭和二十三年十一月一日

鳥 取 縣 教 育 委 員 會

鳥取縣教育委員会傍聽人規則

第一條 傍聽席を一般傍聽席と新聞記者席に分ける。

第二條 必要があるときは傍聽人の員數を制限することがある。

第三條 左に掲げる者は傍聽を許さない。

- 一、兇器を携帯している者
 - 二、酩酊していると認められる者
 - 三、白痴又は精神病者と認められる者
- 第四條 傍聽席においては傍聽人は左に掲げる事項を守らなければならない。
- 一、飲食をしてはならない。

二、議場内の言論について可否を表明してはならない。
 三、私語してはならない。
 四、どのような事由があつても傍聴席以外の場所に入ることはできない。
 第五條 この規則に定めるもの外必要あるものについては教育長がこれを決める。

附則

この規則は昭和二十三年十一月一日よりこれを施行する。

鳥取縣教育委員会告示第三号

鳥取縣教育委員会は教育委員会法第四十四條の規定により鳥取縣教育委員会事務局分課分掌規則を次のように定める。
 昭和二十三年十一月一日

鳥取縣教育委員会

鳥取縣教育委員会事務局分課分掌規則

第二條 教育委員会事務局に左の六課を置く。その分掌は次の通りである。

総務課

- 一、教育委員会規則の制定又は改廃に関すること
- 一、会議に関すること
- 一、教育委員会所掌に係る歳入歳出予算に関すること
- 一、教育目的のための基本財産及び積立金管理に関すること
- 一、証書及び公文書類を保管すること
- 一、委員会事務局の人事給与に関すること
- 一、教育涉外事務に関すること
- 一、学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他の營繕保全の計画及びその実施の指導に関すること
- 一、教具その他の施設の整備計画に関すること
- 一、学校制度改正等に関すること

教務課

- 一、学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること
- 一、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律の規定に基づき校長及び教員の任免その他人事に関すること

- 一、教職員の給与経理に関すること
- 一、教員その他教育関係職員の組織する労働組合に関すること
- 一、別に教職員の免許に関して規定する法律の定めるところに従い教職員の免許状を發行すること
- 一、教職員の厚生に関すること
- 一、教職員の恩給賜金その他諸手当に関すること

指導課

- 一、学校その他教育機関の運営及び管理に関すること
- 一、教科内容及びその取扱に関すること
- 一、教科用図書の採擇に関すること
- 一、校長職員その他教育職員の研修に関すること
- 一、文部大臣の定める基準に従い縣内のすべての学校の教科用図書の檢定を行うこと
- 一、地方委員会に対し技術的助言と指導を与えること
- 一、高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること
- 一、その他の法令によりその職務権限に屬すること

調査課

- 一、教育の調査及び統計に関すること
- 一、その他法律に別段の定めのない所轄地域の教育事務に関すること

社会教育課

- 一、社会教育に関すること
- 一、宗教及び史蹟名勝天然記念物に関すること
- 一、芸能文化の振興に関すること
- 一、社会教育施設の設置経営に関すること
- 一、視覚教育に関すること

体育保健課

- 一、体育に関すること
- 一、体育施設に関すること
- 一、学校衛生に関すること
- 一、学校給食に関すること

第二條 鳥取市、八頭郡、氣高郡、東伯郡、米子市、日野郡に委員会事務局の支所を設け次の地域に屬する事務の一部を分担する。

鳥取市、八頭郡、氣高郡、東伯郡、米子市、日野郡に委員会事務局の支所を設け次の地域に屬する事務の一部を分担する。

岩美支所 鳥取市、岩美郡
 八頭支所 八頭郡
 氣高支所 氣高郡
 東伯支所 東伯郡
 西伯支所 米子市、西伯郡
 日野支所 日野郡

支部の分担する事務については別にこれを定める。

鳥取縣教育委員会告示第四号

鳥取縣教育委員会に教育委員会法第四十九條及び第五十條の事務を行うため教育長専決事務規則を次のように定める。

昭和二十三年十一月一日

鳥取縣教育委員会

鳥取縣教育委員会教育長専決事務規則

第一條 左に掲げる事務は教育長の専決に委任する。但しその概要は委員会に報告してその承認を得なければならぬ。

一、教科内容及びその取扱に關すること

二、助教諭の任免に關すること
 三、教育委員会事務局及び学校その他の職員中三級官以上を除く者の任免に關すること
 四、学校その他の教育機關の校舍その他建物の營繕保

全の實施上の指導に關すること

五、教具その他の設備の整備計画に關すること

六、教育事務のための契約取扱に關すること

七、証書及び公文書類を保管すること

八、教育の調査及び統計に關すること

九、地方委員会に対し技術的、専門的な助言と指導を与えること

一〇、社会教育事務に關すること

第二條 前條に掲げる事務についても委員会において議決された事項については議決に従つて事務を行わなければならない。

第三條 教育長は第一條に規定された事務の一部を更に事務局課長及び支所長に対して事務の専決を委任することができる。

附則

この規則は昭和二十三年十一月一日からこれを施行する。

鳥取縣教育委員会告示第五号

昭和二十三年十一月一日現在において岩美、八頭、氣高、東伯、西伯、日野の各地方事務所勤務し教育事務に従事する職員は別に命令を用いずして現に受ける身分及び号俸に相当する給料をもつて鳥取縣教育委員会事務局の職員に任用せられ現に勤務する地方事務所の区域における支所の勤務を命ぜられたるものとする。

昭和二十三年十一月一日

鳥取縣教育委員会